

東京商品取引所受託契約準則の新設及び変更について

株式会社東京商品取引所の石油現金決済先物取引の開始に係る受託契約準則の新設及び変更が以下の通りございましたので、ご確認のほどよろしく申し上げます。

(取引証拠金の追加差し入れ又は追加預託)

第11条の2 委託者は、総額の不足額又は現金不足額が生じた場合には、いずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該不足額が発生した日(清算機構が定める計算区域ごとの日をいう。)の翌営業日(委託者が非居住者である場合は、当該不足額が発生した日の翌々営業日)正午までの受託取引参加者が指定する日時までに、受託取引参加者に差し入れ又は預託するものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てることができないものとする。

第9章 商品市場の特例

第2節 石油市場の特例

(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)

第42条 委託者は、取引を受渡しにより決済しようとするときは、本所の定める取引受渡証拠金を当月限納会日(申告受渡及び限月現金決済先物取引に係る希望受渡しにあつては、当該決定日)に差し入れ又は預託するものとし、その期間は本所の定める日までとする。ただし、買方の委託者であつて当該受渡しに係る総取引金額を当月限納会日の前営業日の午後4時まで(第15条第4項の規定により、委託者が指示日において受渡しにより決済をすると指示した場合にあつては、第16条第1項の規定により受託取引参加者が定める日時まで)に受託取引参加者に差し入れた場合は除く。

(反対売買による決済の特例)

第44条 本所は、受託取引参加者が委託を受けた限月現金決済先物取引で当月限に係るものについて当該委託者による転売又は買戻しが当月限取引最終日までに行われなるときは、当月限最終決済日において、本所が定めた所定の方法により算出された価格により、当該取引を当該委託者の計算において決済するものとする。この場合において、当該決済は受託取引参加者が当該委託者の計算において行ったものとみなす。

(限月現金決済先物取引の受渡しによる決済の特例)

第46条の2 委託者は、限月現金決済先物取引における希望受渡しの委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 限月現金決済先物取引における希望受渡しの成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3 前各項に規定する場合のほか、限月現金決済先物取引における希望受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

第5節 ADPの特例

(ADPの委託)

第49条の3 委託者は、本所の業務規程に定めるADPの委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 ADPの成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3 (略)

第11章 E F P取引及びE F S取引の特例

(E F P取引及びE F S取引による取引の委託)

第72条 委託者は、本所の業務規程に定めるE F P取引又はE F S取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 E F P取引及びE F S取引の成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3～4 (略)

第11章の2 E F F取引の特例

(E F F取引による取引の委託)

第72条の2 委託者は、本所の業務規程に定めるE F F取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 E F F取引の成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3 委託者は、本所の指示に基づき受託取引参加者からE F F取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

4 前各項に規定する場合のほか、E F F取引に関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

第12章 立会外取引の特例

(立会外取引による取引の委託)

第73条 委託者は、本所の業務規程に定める立会外取引に係る取引の委託をするときは、その旨を受託取引参加者に指示するものとする。この場合において、委託者は、受託取引参加者が定める日時までに受託取引参加者が定める事項を受託取引参加者へ申し出るものとする。

2 立会外取引の成立については、本所が承認したものに限るものとする。

3～4 (略)

附則 第46条の2(限月現金決済先物取引の受渡しによる決済の特例)及び第72条の2(E F F取引による取引の委託)の新設規定並びに第11条の2(取引証拠金の追加差し入れ又は追加預託)、第42条(取引証拠金の差し入れ又は預託の特例)、第44条(反対売買による決済の特例)、第49条の3(ADPの委託)、第72条(E F P取引及びE F S取引による取引の委託)及び第73条(立会外取引による取引の委託)の変更規定は、平成29年5月8日又は商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第156条第1項の認可を受けた日(平成29年4月28日)のいずれか遅い日に施行する。